

公 募 公 告

(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業を行う事業者を下記により公募する。

平成28年12月22日

北茨城市長 豊田 稔

記

1 事業名称

(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業

2 事業概要

(1) 事業目的

市は、民間資金等を活用した事業により、若い世代の子育ての希望をかなえるため、子育てに良好な場所において、経済的な負担の軽減を図ることを目的とした子育て世帯用住宅を整備するとともに、近隣の子育て世帯も利用できる子育て支援施設を併せて整備する。

(2) 事業内容

本事業は、応募者から選定された選定事業者により事業用地を無償で貸与し、(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営を行わせるものである。

この(仮称)子育て支援住宅は、子育て世帯用住宅及び子育て支援施設等から構成される。子育て世帯用住宅については、市で設定した入居条件に基づき、選定事業者により子育て世帯に賃貸させるものである。また、子育て支援施設を使用する事業については、市が運営するものである。

(3) 事業期間

基本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。

(4) 整備施設等

項目	概要
子育て世帯用住宅	専有面積：70㎡以上／戸、20戸程度、駐車場40台程度
子育て支援施設	50㎡以上の部屋（遊び場所） 授乳室や流し台など乳幼児対応が可能な部屋を設置

3 応募資格要件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア 応募者は、(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営を実施する単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。

イ 応募グループは、その構成員から代表企業1社を定めるものとする。

ウ 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者等から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)がある場合は、提案書等の提出時において協力会社として明記すること。ただし、(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営のうち、(仮称)子育て支援住宅の建設は、応募企業又は応募グループの構成員による実施若しくは応募企業又は応募グループの構成員と協力会社が共同で実施する場合に限る。

エ 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできないが、協力会社となることはできるものとする。

オ 参加資格確認申請以降は、応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は認めない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加を認めるものとする。この場合であっても、代表企業の変更は認めない。

カ 応募グループで申込む場合には、参加資格確認申請日及び提案書等提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

(2) 応募企業及び応募グループの構成員の基本的要件

応募企業及び応募グループの構成員で、(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運營業務を行う予定の者は、各業務を実施するために必要な資格、許可等の法的要件を満たすこと。

(3) 各業務を実施する者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計・工事監理、建設に当たる者は、それぞれ次の要件を満たしていること。

なお、複数の事業者で建設業務を実施する場合には、少なくとも1社が下記イ(ア)及び(イ)を満たしていること。

ア 設計・工事管理に当たる者

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

イ 建設に当たる者

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち建築一式工事について、以下に示す要件を全て満たしていること。

(ア) 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(直近のもの)の建築一式上の総合評定値が 800 点以上を有していること。

(4) 応募企業、応募グループの構成員及び協力会社に共通の参加資格制限

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社となる者は、以下ア～エに示す要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 154 号)に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

ウ 北茨城市暴力団排除条例(平成 24 年北茨城市条例第 3 号)第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

エ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていないこと。

4 募集要項等の公表期間及び方法

(1) 公表期間

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 2 月 17 日(金)

(2) 公表方法

企画政策課ホームページに掲載する。

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/soshiki/kikakuseisakuka/>

5 募集要項等に関する質問の受付期間及び方法

(1) 受付期間

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 1 月 20 日(金)

〔月曜日から金曜日まで(ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。)
の 9 時から 17 時まで〕

(2) 受付方法

質問は、質問書(第 1 号様式)に記入の上、郵送又はファクシミリにより提出すること(電話不可)。第 1 号様式は、企画政策課ホームページにてダウンロードすること。

6 募集要項等に関する質問書への回答方法及び公表方法

(1) 回答方法

質問者に対しファクシミリ又は郵送により、質問書提出後、10 日以内に行う(但し、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。)

(2) 公表方法

全ての質問書に対する回答は、平成 29 年 1 月 16 日(月)から平成 29 年 2 月 17 日(金)の間、企画政策課ホームページで公表する(ただし、質問者は、公表しない。)

7 提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 29 年 2 月 17 日（金）17 時

(2) 提出場所

茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地
北茨城市市長公室企画政策課政策推進室

(3) 提出方法

募集要項に従い、参加表明書、参加資格確認申請書類及び提案書に必要書類を添付し、期限までに、上記（2）に掲げる場所へ持参すること。

8 問い合わせ先

所在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地

電話：0293-43-1111 内線 231、234

FAX：0293-42-7308

担当：市長公室企画政策課政策推進室 石川、中野

9 その他

- (1) 提案書の審査に当たっては、応募者によるプレゼンテーションを実施する。
- (2) 詳細は、(仮称)子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業募集要項及び事業用地の貸付条件書による。